

新潟薬科大学共同研究取扱規程

制 定 平成27年4月1日
最新改正 令和3年9月14日

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学（以下「本学」という。）における本学以外の機関等（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、外部機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 「共同研究機関」とは、この規程により、共同研究を行う外部機関等をいう。
- (3) 「民間等共同研究員」とは、共同研究機関において、業務上当該研究の専門知識を持ち、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣される者をいう。
- (4) 「共同研究担当者」とは、民間等共同研究員及び共同研究に従事する本学の教職員等をいう。
- (5) 「共同研究代表者」とは、共同研究担当者のうち共同研究を行う上で責任を持つ本学の教職員等をいう。
- (6) 「国等」とは、国、独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人及び地方独立行政法人をいう。

(受入の条件)

第3条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

(発明等の取扱)

第4条 共同研究の結果、発明等に係る知的財産権が生じた場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(研究者の受入れ)

第5条 本学は、民間等共同研究員を共同研究のために受け入れることができる。

- 2 民間等共同研究員は、本学において研究に従事する場合は、本学の規則等を遵守するものとする。

(研究料)

第6条 本学は、民間等共同研究員を受け入れるに当たっては、民間等共同研究員1人につき新潟薬科大学大学特定研究員取扱規程に定める研究料を徴収するものとする。

- 2 徴収した研究料は、原則として返還しない。

(共同研究に要する経費の額)

第7条 共同研究機関が負担する共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）は、本学と共同研究機関が協議して定めるものとする。

- 2 研究経費の額は、諸謝金、賃金、旅費、消耗品費及び備品費等共同研究の遂行に直接必要とする経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要な人件費、施設設備機器の損料等の経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。
- 3 間接経費は、原則として直接経費の5%に相当する額とする。ただし、共同研究機関において間接経費等に係る規程等がある場合で、間接経費を直接経費の5%に相当する額以上の額としているときは、当該規程等が定める上限額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、共同研究機関が国等であって、予算又は財政事情により間接経費が措置できない場合、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。
- 5 共同研究機関は、第10条に掲げる契約を締結したときは、前項の研究経費を本学の発する請求書に定める納入期限までに、本学の指定する口座に納入しなければならない。
- 6 本学は、必要に応じ、研究経費の一部を負担することができる。
- 7 本学に支払われた研究経費は、原則として返還しない。ただし、第13条の規定により共同研究を中止した場合において、研究経費の額に不要が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。

(研究経費の会計処理)

第8条 研究経費の受入れ、支出等の取扱いについては、学校法人新潟科学技術学園経理規程及び関係規程の定めるところにより処理するものとする。

(申込の方法及び審査)

第9条 本学と共同研究を行おうとする外部機関等の代表者（以下「共同研究機関の代表者」という。）は、共同研究申込書（様式1）を学長に提出するものとする。

2 共同研究の受入れは、産官学連携推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長が決定するものとする。ただし、国等のみとの共同研究である場合は委員会の審議を省略することができるものとする。

3 委員会は、共同研究の受入れにあたり、次に掲げる事項について審議し、学長に報告するものとする。

(1) 研究の目的、内容及び条件

(2) その他必要な事項

4 共同研究代表者は、前項の審議にあたり、委員会の求めに応じて当該共同研究に係る具体的な実施計画等を記載した計画書を提出するものとする。

(共同研究契約の締結)

第10条 学長は、前条第3項の報告にもとづき、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究決定通知書によって共同研究機関に通知するとともに、共同研究契約書により、共同研究機関の代表者と契約を締結するものとする。

(施設・設備の利用等)

第11条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 共同研究に従事する本学の教職員等は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の施設又は設備を利用することができる。

3 民間等共同研究員は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、本学の施設又は設備を利用することができる。その際には、部局等の長及び共同研究代表者の指揮監督に従うものとする。

(設備の帰属)

第12条 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 研究の必要上、共同研究機関において新たに取得した設備等は、共同研究機関の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上、共同研究機関が所有する設備等が必要な場合は、これを受け入れることができるものとする。

(共同研究の中止又は延長)

第13条 学長は、研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究の中止又は期間の延長をすることができる。

2 学長は、共同研究の変更を決定したときは、共同研究変更契約書等により、共同研究機関と契約を締結するものとする。

(研究完了報告書)

第14条 学長及び共同研究機関は共同研究を終了し、又は中止したときは、共同研究結果を相互に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 共同研究の成果は、共同研究担当者の名において、これを公表することができる。

2 共同研究担当者は、前項の公表の時期・方法について、特許権取得等の妨げにならない範囲において、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(改廃)

第16条 この規程を改廃するときは、教育研究評議会の同意を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月14日から施行する。

[様式1](#)

共同研究申込書

年 月 日

新潟薬科大学学長 殿

(郵便番号 -)

申込者

住 所

会社名等

代表者名

印

新潟薬科大学共同研究取扱規程に基づき、下記により共同研究を申込みます。

記

1. 研究題目		
2. 研究目的及び内容		
3. 申込をする機関等の研究者 (民間等共同研究員*には◎印)	所属・職・氏名	役割分担
4. 共同研究を希望する新潟薬科大学の研究者	所属・職・氏名	役割分担
5. 研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
6. 研究実施場所		
7. 研究に要する経費の負担額及び 納入予定時期	金 円 (消費税及び地方消費税を含む。) (内訳) 直接経費：金 円 間接経費：金 円	
	一括払	年 月
	分割払	年 月 (円) 年 月 (円)
8. 共同研究のための提供設備等		
9. 契約手続きに関する事務連絡先	住所：〒 - 担当者所属・氏名： 電話番号： FAX： E-mail：	
10. その他参考事項		

*申込をする機関等において、業務上当該研究の専門知識を持ち、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣される者。

